

高齢者のサービスメニュー

※ご利用については利用者の年齢制限や受給資格調査等がありますので、詳細については介護高齢課高齢者支援室または各支所地域福祉室まで事前にお問い合わせください。

1 給食サービス

- 対象者：ひとり暮らしや高齢者のみの世帯。調理困難な方で、サービスが必要と認められた方。
- 内容：週2回（夕食）、栄養バランスのとれた食事をお届けするとともに安否確認を行います。
- 利用料：1食 300円



2 軽度生活援助サービス

- 対象者：ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で自分で日常生活上の家事を行うのが困難なため、家事援助等の支援が必要と認められる方。（要介護認定者を除く）
- 内容：ホームヘルパーがお宅を訪問し、自立への支援を行いながら、以下のお世話をします。（必要に応じて週2回まで）
 - （1）食事のしたく（調理）
 - （2）衣類等の洗濯及び軽易な修繕
 - （3）清掃及び整理整頓
 - （4）健康管理及び栄養管理の相談・助言
- 利用料：30分～1時間以内 200円
（1回あたり）～1時間半以内 290円



3 高齢者・障がい者向け住宅整備費助成事業

- 対象者：65歳以上の高齢者で、要介護認定を受けている方。（ただし、世帯全員の収入合計が600万円未満の世帯に限ります。）
- 内容：高齢者が生活しやすいように住宅を改修する費用に助成します。
- 限度額：30万円（補助率は課税状況によって変わります。）



4 寝具乾燥消毒サービス

- 対象者：虚弱な高齢者や、寝たきりの高齢者で、寝具類の衛生管理が困難な方。
- 内容：毎月1回、業者がお宅を訪問し、布団類を乾燥・消毒します。
- 利用料：1回 270円



5 生活管理指導短期宿泊サービス

- 対象者：居宅生活が一時的に困難になった、または生活習慣等の改善に支援が必要と認められた方。（要介護認定者を除く）
- 内容：養護老人ホームやまゆり荘に短期間宿泊し、日常生活の指導や支援を行います。
- 利用料：1日あたり1,905円

6 外出支援サービス

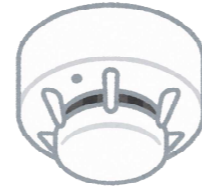
- 対象者：在宅で移動時車椅子を必要としている方で、要介護認定を受け、身体が不自由な65歳以上の高齢者。
- 内容：リフト又はストレッチャー付きタクシーの利用券（年24枚）を交付します。
- 助成額：1枚あたりの助成額は小型タクシーの基本料金相当額（現在680円）です。1回の乗車につき複数枚使用できます。



7 福祉用具の給付（貸与）

○ 老人日常生活用具の給付

- ・対象者：心身の機能低下により、下記の用具が必要と認められる方。
- ・内容：次の物品を給付します。
 <①自動消火器 ②火災警報器 ③電磁調理器>
- ・費用：対象世帯の所得税の課税状況によります。
 （自己負担0円～全額負担まで）



○ 緊急通報装置の貸与

- ・対象者：ひとり暮らし等の要配慮高齢者・重度障害者
- ・内容：本体装置・ペンダント型装置・安否センサー・火災警報器の一式を貸与します。緊急時にボタンを押すことにより、コールセンターに連絡がいき、状況に応じて協力員に連絡がいきます。安否センサーによる見守りも行っております。
- ・費用：無料。（必ず協力員2人の登録が必要です。）

8 高齢者等除雪費援助事業

- ・対象者：65歳以上の高齢者単身世帯または高齢者のみの世帯で、除雪作業を行えない方や除雪の支援が受けられない方。
 （ただし、市民税非課税または均等割りのみ世帯に限ります。）
- ・内容：住宅の屋根の雪下ろし、雪下ろしに伴う排雪作業の費用に対し助成します。
- ・限度額：1回につき1万円
 （同一年度に3回まで対象です。）



むらかみし 安心 カタログ

介護保険を
申請したい
詳しく知りたい

介護保険室

高齢者の総合
相談窓口

地域包括支援
センター

高齢者の福祉サ
ービスについて
知りたい

高齢者支援室

～こんなときは要介護認定申請を～

- ・デイサービスセンターの利用
- ・訪問介護、訪問入浴、訪問看護
などの利用
- ・短期入所（ショートステイ）
の利用
- ・特別養護老人ホームやグループ
ホームなどの施設サービスの利用

村上市三之町1-1
村上市介護高齢課高齢者支援室
電話：53-2111（内線3420・3421）

各支所の地域振興課
荒川支所：62-3104
神林支所：66-6113
朝日支所：72-6887
山北支所：77-3113